

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議
日 時	平成30年7月24日(火) 午後1時30分～午後1時55分
場 所	講堂
出席者	出席 市長、副市長、教育長、政策部長、市長公室長、財務部長、建設部長
	事務局 企画課長、課長代理(調整担当) 陪席:秘書課長

議題：秦野市建築基準条例の一部を改正することについて	
担当部課等	都市部開発建築指導課
説明者	都市部長、開発建築指導課長、開発建築指導課担当課長兼課長代理(建築指導担当)、開発建築指導課主査
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 1年を超えて使用する建築物について、オリンピック・パラリンピックなどで使用する建築物を想定しているとのことだが、この場合、使用期間はオリンピック・パラリンピックが終了するまでということか。</p> <p>A. そうである。オリンピック・パラリンピックだけであれば6か月程度の設置期間であるが、プレ大会から使用するためには、本大会の1年から2年前から設置することが想定される。</p> <p>Q. 防火性能に関する改正について、市内の学校は木造ではないので、影響はないということでしょうか。</p> <p>A. そうである。</p> <p>Q. 法改正の目的について記載があるが、今回の条例改正にない部分があるがどのようなか。</p> <p>A. 糸魚川市の火災に関係した内容の条例改正はない。防火性能の高い建築物の建ぺい率を緩和し、密集市街地における建替えを促進させようとするものである。</p> <p>Q. 改正法の施行が平成30年9月1日の予定であり、条例の施行との間にタイムラグがあるが、問題ないか。</p> <p>A. 今回の改正に係る案件は、件数が少なく、また、手続的には事前相談制度があることから、その中で調整を図ることで支障はないものと考えている。</p> <p>Q. 市民にとって不利益は生じないか。</p> <p>A. 生じない。</p>

	<p>Q. 「道」に2メートル以上接するとはどういうことか。</p> <p>A. 建築基準法上の道路とは、市道や開発による道路で、幅4メートル以上あるものなどのことであるが、農道や林道は幅が4メートルあっても「道路」ではなく「道」という扱いとなっている。そういった農道や林道に2メートル以上接している敷地を想定している。</p> <p>Q. 資料1の「一定の基準を満足するもの」、「利用者が少数」とはどういうものか。</p> <p>A. 省令が出ていないため想定になるが、「一定の基準を満足するもの」とは、「道」の管理者の同意があり、アスファルトなどの舗装がしてあるものが考えられる。</p> <p>また、「利用者が少数」とは、多くの人が集まる建物ではなく、一戸建て住宅が想定される。</p> <p>Q. 手数料は、1回だけの手数料か、毎年の手数料か。</p> <p>A. 1回である。</p> <p>Q. 手数料の額について、県内の特定行政庁は同じ金額になるのか。</p> <p>A. 県内13の特定行政庁で会議を重ねており、統一の手数料となる予定である。</p> <p>Q. 他の手数料も統一されているのか。</p> <p>A. 13の特定行政庁で基本的には、統一されている。</p> <p>Q. どのように算定したのか。</p> <p>A. 手数料の額は、従前、国が単価に歩掛かりをかけて算出した金額を元に定めている。今回は、建築審査会に同意を得るものなど、事務の手間が同様である手続きの現在の手数料の額と同額としている。</p>
会 議 結 果	原案了承

—以上—